

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（本則第一条関係）	1
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（本則第二条関係）	10
○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）（本則第二条関係）	11
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（本則第二条関係）	12
○	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）（本則第三条関係）	13
○	国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）（本則第四条関係）	14
○	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（本則第五条関係）	15
○	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（本則第六条関係）	16
○	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（本則第七条関係）	18
○	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）（本則第八条関係）	19
○	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）（抄）（附則第二項関係）	21

改正案	現行
<p>1 (小規模不動産特定共同事業に係る出資の価額及び当該出資の合計額)</p> <p>2 第二条 法第二条第六項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあつては、一億円）</p> <p>二 事業参加者が行う出資の合計額 一億円</p> <p>2 法第二条第六項第二号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあつては、一億円）</p> <p>二 事業参加者が行う出資の合計額 一億円（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を委託する特例事業者が二以上あり、かつ、それぞれの特例事業者につき事業参加者が行う出資の合計額が一億円を超えない場合にあつては、十億円）</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 (不動産特定共同事業者の使用者)</p> <p>第五条 法第五条第一項第二号、第六条第十号、第七条第三号及び第三十五条第一項第六号の政令で定める使用者は、不動産特定共同事業者の使用者で、不動産特定共同事業に関し前条に規定する事務所の代表者であるものとする。</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (不動産特定共同事業者の使用者)</p> <p>第四条 法第五条第一項第二号、第六条第六号、第七条第三号及び第三十五条第一項第六号の政令で定める使用者は、不動産特定共同事業者の使用者で、不動産特定共同事業に関し前条に規定する事務所の代表者であるものとする。</p> <p>第四条 (略)</p>

(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)

第六条 不動産特定共同事業契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められなければならない。

一 法第二条第三項各号(小規模不動産特定共同事業者の不動産特定共同事業契約約款にあつては、同項第一号及び第二号)に掲げる契約の種別に関する事項

二 七 (略)

八 不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者の報酬に関する事項

九 (略)

2 (略)

(広告の規制等に係る許可等の処分)

第七条 法第十八条第一項及び第十九条(これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三十一 (略)

(不動産特定共同事業者による書面の交付に代わる情報通信の技術を利用した提供)

第八条 不動産特定共同事業者は、法第二十四条第三項(法第二十五条第三項及び第二十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第二十四条第三項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供を受ける申込者に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法(次項において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの(次項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。

(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)

第五条 不動産特定共同事業契約約款には、少なくとも次に掲げる事項が定められなければならない。

一 法第二条第三項各号に掲げる契約の種別に関する事項

二 七 (略)

八 不動産特定共同事業者の報酬に関する事項

九 (略)

2 (略)

(広告の規制等に係る許可等の処分)

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三十一 (略)

(新設)

2 前項の規定による承諾を得た不動産特定共同事業者は、当該申込者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者に対し、法第二十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(小規模不動産特定共同事業者の登録の更新の申請期間)

第九条 法第四十一条第三項の政令で定める期間は、同条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

(小規模不動産特定共同事業者の使用人)

第十条 法第四十二条第一項第二号、第四十四条第五号(法第四十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第五十二条第一項第六号の政令で定める使用人は、小規模不動産特定共同事業者の使用人で、小規模不動産特定共同事業に関し次に掲げる事務所の代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模不動産特定共同事業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

(登録に係る資本金又は出資の額)

第十一条 法第四十四条第二号(法第四十六条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める金額は、いずれの小規模不動産特定共同事業の種別についても、千万円とする。

(小規模不動産特定共同事業者による書面の交付に代わる情報通信の技術を利用した提供)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十二条 第八条の規定は、小規模不動産特定共同事業者に準用する。
 この場合において、同条中「第二十四条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第三項」と、同条第一項中「第二十五条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第三項」と読み替えるものとする。

(特例事業者の使用者)

第十三条 法第五十八条第二項第二号の政令で定める使用人は、特例事業者の使用者で、事務所の代表者であるものとする。

(適格特例投資家限定事業者の使用者)

第十四条 法第五十九条第二項第二号及び第六十一条第六項第六号の政令で定める使用人は、適格特例投資家限定事業者の使用人で、適格特例投資家限定事業に関し次に掲げる事務所の代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、適格特例投資家限定事業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十五条 法第六十六条の規定による不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(特例事業者の使用者)

第七条 法第四十条の二第二項第二号の政令で定める使用人は、特例事業者の使用者で、事務所の代表者であるものとする。

(新設)

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第八条 法第四十五条の規定による不動産特定共同事業者若しくは特例事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

<p>第五十条第二項において第十八条第一項（第五十条第二項において</p>	<p>第五条第一項第三号及び第二項第三号、第七条第四号、第八条の二、第九条第二項、第十六条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項第三号及び第二項第三号、第四十四条第六号（第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条、第四十六条第二項、第五十八条第二項第三号、第五十九条第二項第三号、第八十三条第二号並びに附則第二条第二項及び第七項</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二</p>	<p>事務所</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百</p>	<p>国内における事務所</p>
<p>第十八条第一項</p>	<p>第五条第一項第三号及び第二項第三号、第七条第四号、第八条の二、第九条第二項、第十六条第一項、第十七条、第十九条、第四十条の二第二項第三号、第五十五条第二号並びに附則第二条第二項及び第七項</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二</p>	<p>事務所</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百</p>	<p>国内における事務所</p>

<p>て準用する場合を含む。)</p>	<p>第十九条(第五十条第二項において準用する場合を含む。)</p>
<p>十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるもの</p>	<p>都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分</p>
<p>号)第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分</p>	<p>都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分</p>

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第十六条 法第六十七條第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

一、十 (略)

第十七条 法第六十七條第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する

<p>第十九条</p>	<p>第十九条</p>
<p>十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるもの</p>	<p>都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分</p>
<p>号)第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分</p>	<p>都市計画法第二十九條第一項又は第二項の許可、建築基準法第六條第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分</p>

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第九条 法第四十六條第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

一、十 (略)

第十条 法第四十六條第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金

金融機関及び前条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特別金融機関等」という。）には、適用しない。

2 不動産特定共同事業を営む特別金融機関等については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令（以下「令」という。）第十七条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第十七条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 5 (略)

(権限の委任)

第十八条 法第七十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十条、第十一条第一項、第十二条（法第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）、第十三条（法第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）、第三十三条（法第五十七条において準用する場合を含む。第四項において同じ。）、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条（法第五十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第四十条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九条第二項及び第五項並びに第六十一条第二項から第五項までの規定による権限は、不動産特定共同事業者、小

融機関及び前条各号に掲げる信託会社で宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特別金融機関等」という。）には、適用しない。

2 不動産特定共同事業を営む特別金融機関等については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令（以下「令」という。）第十条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第十条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 5 (略)

(権限の委任)

第十一条 法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十条、第十一条第一項、第十二条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）、第十三条（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第四項において同じ。）、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定による権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを

規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 検査等（法第四十条第一項及び第五十八条第九項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。以下この条において同じ。）で特定事務所（不動産特定共同事業者等の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この条において同じ。）に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者等又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めたとときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

4 法第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九条第二項及び第五項並びに第六十一条第二項から第五項までの規定による国土交通大臣の権限は、不動産特定共同事業者等の主たる

妨げない。

2 検査等（法第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。以下この条において同じ。）で特定事務所（不動産特定共同事業者若しくは特例事業者の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この条において同じ。）に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めたとときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

4 法第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項の規定による国土交通大臣の権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第

事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとする。ただし、法第三十四条第一項、第三十七条第一項、第三十九条、第四十条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項の規定による権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

5 (略)

6 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者等又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

(主務省令)

第十九条 (略)

三十九条、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

5 (略)

6 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った地方整備局長又は北海道開発局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

(主務省令)

第十二条 (略)

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（本則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第六十九条</u></p> <p><u>第三項</u></p> <p>十六～三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第四十七条</u></p> <p><u>第三項</u></p> <p>十六～三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）（本則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例） 第七条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、「次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九条第三項の規定」とする。</p>	<p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例） 第七条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、「次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十七条第三項の規定」とする。</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（本則第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十三 （略） 十四 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九条第三項 十五～三十三 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十三 （略） 十四 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十七条第三項 十五～三十三 （略） 2 （略）</p>

改 正 案			<p>（認定投資者保護団体の認定の申請） 第十八条の四の十（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。</p>
(略)	(略)	(略)	
現 行			<p>（認定投資者保護団体の認定の申請） 第十八条の四の十（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。</p>
(略)	(略)	(略)	

改正案	現行
<p>（注視区域における土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合）</p> <p>第十七条の二 法第二十七条の四第二項第二号の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国土交通省令で定めるところによりその予定対価の額が法第二十七条の五第一項第一号に該当しない旨の都道府県知事の確認を受けて不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資、賃貸、賃貸の委任その他国土交通省令で定める行為の目的となる土地に関する権利の移転又は設定を行う場合（都道府県知事はその予定対価の額が同号に該当しないと認められる期間を定めて確認した場合にあつては、当該期間内に土地に関する権利の移転又は設定を行う場合に限る。）であつて、当該土地に関する権利が当該不動産特定共同事業契約に係る同条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者若しくは同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者と同条第十二項に規定する事業参加者との共有となるもの又は当該不動産特定共同事業契約に係る同項に規定する事業参加者の共有となるものである場合（当該土地に関する権利の移転又は設定が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合として国土交通省令で定める場合を除く。）</p> <p>六・七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（注視区域における土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合）</p> <p>第十七条の二 法第二十七条の四第二項第二号の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国土交通省令で定めるところによりその予定対価の額が法第二十七条の五第一項第一号に該当しない旨の都道府県知事の確認を受けて不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資、賃貸、賃貸の委任その他国土交通省令で定める行為の目的となる土地に関する権利の移転又は設定を行う場合（都道府県知事はその予定対価の額が同号に該当しないと認められる期間を定めて確認した場合にあつては、当該期間内に土地に関する権利の移転又は設定を行う場合に限る。）であつて、当該土地に関する権利が当該不動産特定共同事業契約に係る同条第五項に規定する不動産特定共同事業者若しくは同条第七項に規定する特例事業者又は同条第八項に規定する事業参加者の共有となるものである場合（当該土地に関する権利の移転又は設定が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合として国土交通省令で定める場合を除く。）</p> <p>六・七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（本則第五条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一〜三十七（略） 三十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第 五項に規定する不動産特定共同事業者が行う同条第四項に規定する 役務の提供及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者 が行う同条第六項に規定する役務の提供 三十九〜五十（略）</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一〜三十七（略） 三十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第 五項に規定する不動産特定共同事業者が行う同条第四項に規定する 役務の提供 三十九〜五十（略）</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（本則第六条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		標準事務	金額
		(略)	(略)
<p>百五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関する事務</p>	<p>不動産特定共同事業法第三条第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査</p>	八万円	
<p>百五の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項及び第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録に関する事務</p>	<p>1 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査</p> <p>2 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小</p>	六万円	

現行

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		標準事務	金額
		(略)	(略)
(新設)	(新設)	八万円	
(新設)	(新設)		

(略)	
(略)	規模不動産特定共同 事業の登録の更新の 申請に対する審査
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

○ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（本則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者（それぞれ一の都道府県の区域内にのみ事務所を有するものに限る。）</u> 主たる事務所の所在地</p> <p>257 （略）</p>	<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（一の都道府県の区域内にのみ事務所を有するものに限る。）</u> 主たる事務所の所在地</p> <p>257 （略）</p>

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等） 第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに<u>不動産特定共同事業者等</u>（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 不動産特定共同事業者等に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに<u>不動産特定共同事業者等</u>に対する法第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 不動産特定共同事業者等に対する金融庁長官検査等権限及び国土交通大臣検査等権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限る。都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>7 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により<u>不動産特定共同事業者等</u>から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により<u>不動産特定</u></p>	<p>（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等） 第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに<u>不動産特定共同事業者</u>（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 不動産特定共同事業者等に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに<u>不動産特定共同事業者</u>に対する法第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 不動産特定共同事業者等に対する金融庁長官検査等権限及び国土交通大臣検査等権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限る。都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>7 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により<u>不動産特定共同事業者</u>から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により<u>不動産特定共同事業</u></p>

定共同事業者等の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

8 特定不動産特定共同事業者等が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可又は同法第四十一条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けた者に関するもの限り、都道府県知事が行うものとする。

者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

8 不動産特定共同事業者等が行う疑わしい取引の届出を受ける事務は、不動産特定共同事業法第三条第一項に規定する都道府県知事の許可を受けた者に関するもの限り、都道府県知事が行うものとする。

○ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）（抄）（附則第二項関係）

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業法施行令の一部改正） 第十六条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。 第七条第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同条第二号中「及び第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同条第四号中「第三十五条第三項各号」を「第三十五条第二項各号」に改める。</p>	<p>（不動産特定共同事業法施行令の一部改正） 第十六条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。 第六条第一号中「第四十三条第一項」の下に「、第五十二条第一項」を加え、同条第二号中「及び第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同条第四号中「第三十五条第三項各号」を「第三十五条第二項各号」に改める。</p>